

八ッ場ダム住民訴訟通信-110

2015年7月10日発行

八ッ場ダム事業者には責任者はいない。分らない。

八ッ場ダム土地収用法現地公聴会で見えた驚くべき事実。

6月26・27日、八ッ場ダム土地収用法に関する現地公聴会が東吾妻町「岩櫃ふれあいの郷コンベンションホール」で開かれました。※現地は長野原町。東吾妻町はその下流です。

2日目の最後の反対公述に立った富永靖徳さんと八ッ場ダム事務所員（以下官僚）のやりとりは、八ッ場ダム問題の本質をえぐりだしました。以下要約。（敬称略）

富永：ところで、八ッ場ダム事業の最高責任者は誰ですか。

官僚：・・・法律に基づいてやっているのだから・・・

富永：国土交通大臣ですか。

官僚：・・・一概に誰が決めたとは答えられない・・・

富永：それでは事業継続を決めた責任者は誰ですか。

官僚：・・・一概に誰が決めたとは・・・

富永：国土交通大臣じゃないのですか。関東地方整備局長ですか。

官僚：・・・国交省が事業主体です・・・

富永：人間はいないのですか。もういいです。八ッ場ダムがここまで迷走を続ける原因はここに 있습니다。最高の権限者は最高の責任者です。その人がいないのです。本来なら最高責任者が職を賭して「私が責任を持つ」として、住民を、反対者を説得し理解を得なければなりません。しかし誰もしません。誰も責任を取らないのです。

公聴会の後、残っていた役人に訊ねてみました。あなた方は国土交通省の方ですね。最高責任者は誰ですか。いないのですか。知らないのですか。「・・・」と凍りついていました。前号の109号で編集子が記した。「八ッ場ダム・霞ヶ浦導水事業と戦艦大和・武蔵」が、はからずしも国土交通省の官僚が実証してくれました。だからと言って嬉しいわけではないのですが…。

栃木県の高橋比呂志さんが公聴会傍聴記を綴りました。

国土交通省が申請して国土交通省が判断。公聴会の仕組は茶番だ。

そもそも公聴会の仕組が茶番です。この公聴会は、八ッ場ダム事業の起業者である国土交通省関東地方整備局が事業予定地を強制収用してよいかを、国土交通省土地収用監理室が判断するためのものですから、身内同士で行う「裁判ごっこ」であり、しかも用地は面積ベースで93%取得済みですから、最初から結論は見えています。こんな茶番の行政手続でふるさとを奪われるのは、憲法違反だと思います。

賛成派公述人は全員が公務員又は元公務員だった

両日の公述人は起業者を含め22組でした。起業者の意見がなぜ「一般の意見」（土地収用法第23条第1項）なのか不可解です。起業者以外の公述人の内訳は、ダム反対派が14組、ダム賛成派が7組でした。賛成派の公述人は以下のとおりです。地元の3人は議会関係者、下流都県の4人は行政関係者です。

星河由紀子：前長野原町議会議員 豊田銀五郎：長野原町議会議員

竹内良太郎：前長野原町議会議員 角田守良：加須市副市長

市川正三：元埼玉県水資源課長 岩崎康夫：埼玉県副知事

土屋信行：東京都職員⇒江戸川区土木部長⇒公益法人えどがわ環境財団理事長

この方々はダム推進の旗を振る仕事の一環として役を引き受けたようにも見えます。

公務で公述した副市長と副知事を除いた5人の賛成派のうち、ダムを推進する立場の公人であったことを明かしたのは市川氏だけでした。ダムの完成を望む一般市民を装うのは詐術ではないでしょうか。

無理矢理公述させられたと白状

豊田氏は、「(公述の時間は)10分で良いと言ったが30分の時間をもらった」「本当は(公述を)正式に申し込んでいない」と正直な発言をしており、賛成派公述人を立てるためのダム事務所の工作があったと思われます。

賛成派の公述は詭弁のオンパレード

賛成派公述人の主張は、八ッ場ダムの効果が及ばない赤城山周辺での土石流被害の体験や節水型トイレのなかった時代の渇水被害の体験からダムの必要性訴えるような議論のすり替えばかりで、詭弁のオンパレードでした。

公益性が説明されない事業にふるさとを奪われる住民に対して「土地は死んだら持っていけない(土地に執着するなということ)」「土地収用は、争いを避けるための知恵」と冷たく言い放つ元土木職員の言葉が事の本質を表していると思います。

どちらが正しいかは“勝負あった”

反対派の地元住民からは、住み慣れたふるさとを奪われるやるせなさを切々と訴える公述がありました。

反対派公述人の主張は、データに裏付けられた理路整然としたものが多く、特に嶋津暉之・水源連共同代表は、八ッ場ダムの四つの目的(治水、利水、流水の正常な機能の維持、発電)のすべてが虚構であることを論証し、起業者に反論を求める質問をしましたが、起業者はまともに答えず、はぐらかしに終始しました。

そのほか、専門的知識を生かし、ダムサイトの地質や環境の面で問題があることを指摘した反対派もいました。

私は、カスリーン台風の再来にも内水氾濫にも被害軽減効果のないこと、費用対効果の計算が誤りであること、基本高水流量が虚構であること、栃木県への治水負担金の賦課は詐欺であること、水資源開発促進法、特定多目的ダム法は立法事実が消失していること、などを述べて八ッ場ダムに公益性がないことを訴えました。

反対派は、各人の特徴を生かして、量的にも質的にも賛成派を圧倒したと思います。

事業の必要性の十分な説明なしに立ち退きを強いるのか

公述人は起業者へ質問ができます。しかし、公述時間内に限られ、公述後に起業者が文書で回答する義務はないというルールです。実際、起業者は、反対派からの多くの質問に対して、聞いていないことを答えて時間切れに持ち込む作戦をとりました。関東地方整備局職員の態度は、「質問には十分に答えないが、とにかく立ち退いてくれ」というものであり、許されないと思います。(了)※一部編集子による変更があります。

茨城の会からは神原が公述しました。公述の要旨と一問一答は次の通りです

八ッ場ダム本体工事実施に伴う土地収用法施行は、地元長野原町はもちろん下流都県にあっても、八ッ場ダムは不要なものであり反対するものです。

1八ッ場ダムは現地長野原町にとって必要のないものです。

1952年(昭和27年)、建設省のダム調査通知を受けて以来、1992年(平成4年)の条件付き闘争に変わるまで、地元長野原町住民は一貫して反対をしてきた歴史があります。このこと

は、八ッ場ダムは下流都県のためのものであって、長野原町および住民のためのものではないことは明らかです。

つまり、地元長野原町の住民の方々は、下流都県の治水・利水のために自らの故郷の水没、地域社会の毀損を受入れたものと思います。では、地元の方々の知らされた下流都県のためとは本当なのか、以下地元なるがゆえに知らされていない真実を述べます。

2八ッ場ダムの洪水低減効果はわずかではなく。下流都県にとっても無用です。

八ッ場ダム建設の必要は利根川の基本高水(計画対象洪水)に基づいています。その根拠をなすのはカスリーン台風の洪水流量ですが、2005年5月28日の衆議院予算委員会の政府答弁は「カスリーン台風が再来しても八ッ場ダムの治水効果はゼロ」としています。同様に2008年5月27日の政府答弁も明言しています。一方、カスリーン台風以外の洪水パターンを考えてみた場合、八ッ場ダムが利根川治水上意味をもつパターンがあることは確かです。

しかしそのパターンは過去の主要12洪水中、昭和34年型洪水が大規模化した場合のみです。その場合でも、有益の程度は治水基準点・八斗島の堤防余裕高2mの中で、わずか十数センチの水位の低減をもたらすに過ぎません。

3過去65年間、利根川と江戸川の本川は一度も越疏していません。

それでも国交省は洪水被害額は年平均4820億円にもなるとしています。

国交省は八ッ場ダムがない場合の利根川と江戸川本川の越疏による洪水想定被害額は年平均で4820億円にもなるとしています。しかし、1950年(昭和25年)から今日まで65年間一度も越疏はありません。つまり被害額ゼロを年平均4820億円としています。八ッ場ダムを造るためには虚言も辞さない恐ろしさを感じます。

4下流都県の都市用水の減少は20年間で八ッ場ダムの供給水量の約2倍。

利水から見ても八ッ場ダムは不要です。

八ッ場ダムは下流都県に水道用水と工業用水を合わせて日量143万トン供給する計画です。しかし、下流都県の水需要は減少の一途をたどり、1992年～2012年の20年間で水道用水は日量200万トン、工業用水は80万トン、合計280万トンも減少しています。八ッ場ダムの供給水量は143万トンですから約2倍近くにもなります。今後人口減少は急速に進みます。八ッ場ダムの必要はまったくありません。

茨城県民としてお尋ねします。

問-1:茨城県の八ッ場ダムの治水負担金は124億円になります。負担する根拠は河川法63条の1に規定する「著しい利益」が有るか否かです。国交省は八ッ場ダムの洪水低減効果を、利根川・江戸川河川整備計画において8洪水の1/70引き伸ばし計算の平均として利根川の治水基準点・八斗島で毎秒1176トンとし、下流の茨城県取手付近では10分の1程度に治水効果は落ちるとしています。実際に茨城県の古河、取手、神栖地点でそれぞれ何ミリの低減効果があるのでしょうか。ちなみに、茨城県は「国から知らされていない」としながら治水上も八ッ場ダムは必要としています。

回答:国土交通省は八斗島下流の洪水調節効果は計算していません。

問-2:茨城県は2011年10月八ッ場ダム検証の場に、長期水需給計画として2007年に策定した「いばらき水のマスタープラン」を提出しました。同プランの達成年度である2020年の想定人口は297万人です。それに先立つ同年4月に発表した「平成23年度茨城県基本計画」では2020年想定人口を285万人としています。茨城県は確信犯的に大きな数字を提出し、検証の場は利水も必要としました。この行為と結果をどう見ますか。

回答:茨城県から提出された「いばらき水のマスタープラン」は、2006年に策定された「平成18年度茨城県基本計画」に基づいた最新の長期水需給計画と了承しています。

この国の官僚につける薬はありません。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:濱田篤信 船津寛

事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5 携帯:090-4527-7768